

第10回 通信政策特別委員会 参考資料

# 第9回会合における 事後質問への回答

2023年12月13日  
事務局

# 目次

✓ クアルコムジャパンに対する質問.....	3
------------------------	---

第9回会合における事後質問等への回答

**クアルコムジャパンへの質問に  
対する回答**

## 相互運用性の確保について

**問** 資料9ページの相互運用性に関して、相互運用性はプラットフォーム自身の実現すべきものというよりは、相互運用性を持つソフト（アプリ）を提供しようとする者がいたときに、必要な技術を開示するなどプラットフォームが協力すべき、ということのように思うが、ご意見をお聞かせいただきたい。

### (回答)

- ・ 欧州委員会が2022年10月に制定したDigital Market Act (DMA)では、Core Platform Serviceとして、オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワーキングサービス、ビデオシェアリングプラットフォームサービス、番号非依存個人間通信サービス、オペレーティングシステム、ウェブブラウザなどの幅広いサービスを取り上げ、これらを提供するプラットフォーム事業者のうち特定の要件を満たすものをgatekeeperと位置づけ、gatekeeperに対する相互運用性に関する内容を含む各種の事前規制が規定されています。
- ・ また、内閣官房デジタル市場競争本部が本年6月に発表したモバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告においては、モバイル・エコシステムに着目して一定規模以上のモバイルOS事業者、アプリストア事業者、ブラウザ事業者及び検索サービス事業者を対象とし、規制（事前規制及び共同規制のポリシー・ミックス）を行う方針が示されています。
- ・ これらの事例に見られるように、多様なステイクホルダーの参画を得ながら、レイヤーやエコシステム全体の競争環境に強い影響力を持ち、個々のエコシステムにユーザーのロックイン等を行おうとしているプラットフォームに対して直接規制を課すことで、エコシステム全体における相互運用性等を確保しようとする政策の検討が進みつつあります。一方、具体的な実現手段は個々のケースで異なると考えられることから、各法律の趣旨に則り、慎重に検討が進められることが望ましいと考えられます。